

【入居費用】

単位：円

対象収入による階層区分	基本料金表(月額)お一人様あたり				
	サービスの提供に要する費用(事務費)	生活費	住居に要する費用(管理費)	合計	
1	1,500,000円以下	10,000	44,500	23,984	78,484
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000	44,500	23,984	81,484
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000	44,500	23,984	84,484
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000	44,500	23,984	87,484
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000	44,500	23,984	90,484
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000	44,500	23,984	93,484
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000	44,500	23,984	98,484
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000	44,500	23,984	103,484
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000	44,500	23,984	108,484
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000	44,500	23,984	113,484
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000	44,500	23,984	118,484
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000	44,500	23,984	125,484
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000	44,500	23,984	132,484
14	2,700,001円～2,800,000円	68,200	44,500	23,984	136,684
15	2,800,001円～2,900,000円		44,500	23,984	136,684
16	2,900,001円～3,000,000円		44,500	23,984	136,684
17	3,000,001円～3,100,000円		44,500	23,984	136,684
18	3,100,001円以上		44,500	23,984	136,684

- ケアハウスは、老人福祉法に規定された、老人福祉施設です。この施設は、国・県の補助を受けて建築されたものです。ご利用料金については、国の定めた基準により算定されます。
- 入居保証金20万円を頂きます。退去の際は全額返金致します。
- この表における対象収入とは、前年の収入(社会通念上収入として認定するのは適当でないものを除く)から、租税、社会保険、医療費等の必要経費を控除した後の収入です。
- ご夫婦の場合、収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1を個々の対象収入とします。その額が150万以下に該当した場合、2人の事務費から更に30%減額されます。
- 基本料金は、国の基準により改定されることがありますので、ご了承下さい。
- 各個室の電気・水道の使用料は別に個人負担となります。電話は電話会社に個人契約して、個人でお支払いをして頂きます。
- 11月から3月までは冬季加算として(暖房費として、月1,960円)加算させていただきます。
- 退去の際には居室の原状回復をお願い致します。畳やクロス(壁紙)等の張替、居室清掃の費用を負担していただきます。

基本利用料金(合計) 水道光熱費 冬季加算(暖房費) ご利用料金
 (11月～3月)

$$\boxed{} + \boxed{} + \boxed{} = \boxed{}$$